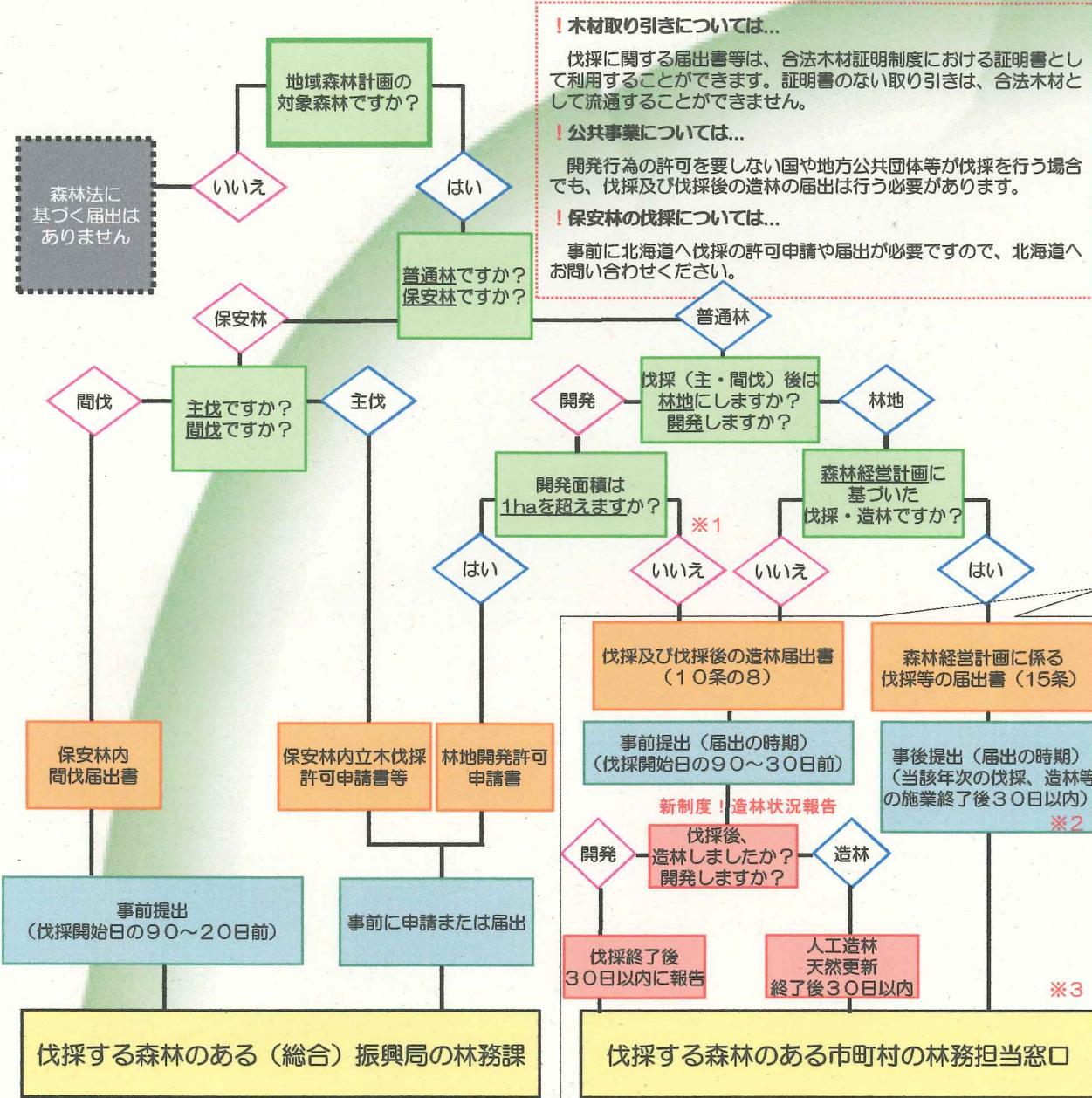


森林法に基づく伐採に関する手続概要の流れ



※1. 開発面積が1haを超えない場合については、伐採及び伐採後の造林届出制度に基づく手続きになります。

※2. 事後提出については、森林経営計画に基づく伐採のほか、非常災害に際した緊急の伐採等が該当します。

※3. 森林経営計画に係る伐採等の届出は、計画の認定者（市町村、北海道等）へ提出するため、留意してください。

伐採及び伐採後の造林の届出制度（森林法第10条の8第1項）

【Q & A】

■ 届出の対象となる森林は？

地域森林計画の対象森林（民有林）です。そのうち、保安林と保安施設地区及び森林経営計画を立てている森林は除きます。対象森林の確認は、森林のある市町村又は（総合）振興局までお問い合わせください。

■ 誰が・いつ・どこに届け出るの？

森林所有者が自ら伐採と伐採後の造林（天然更新を含む）を行う場合は森林所有者が立木を買い受けた伐採を行おうとする者（伐採業者等）と伐採後の造林（天然更新を含む）を行う者（森林所有者）が異なる場合は両者連名で、伐採する30日～90日前に、伐採する森林がある市町村長に届け出る必要があります。

■ 届出書には何を記載するの？

森林の所在場所、伐採面積等の伐採関連事項、伐採後の造林関連事項等を記載します。

■ 届出書を出せば、伐採していいの？

届出内容が市町村森林整備計画に適合しないと認められる場合、また届出計画に従つた伐採や造林を行っていないと認められる場合に、市町村長は届出人に対し計画の変更や遵守を命じる場合があります。

■ 届け出なかった場合はどうなるの？

伐採の届出義務のある者が、届出書を提出しないで立木を伐採した場合、市町村長は伐採の中止や伐採後の造林を命じる場合があります。また、悪質な場合は100万円以下の罰金に処せられることがあります。

※届出書の様式については、北海道のHPで確認できます。

【新制度！】伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告制度（森林法第10条の8第2項）

森林を確実に更新することを目的に設立された新制度です。

平成29年4月1日以降に提出した「伐採及び伐採後の造林の届出書」に基づく伐採後、造林した森林について、森林のある市町村に対し「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書」を提出することが義務づけられました。

【Q & A】

★ 誰がどこに報告するの？

森林所有者等の、造林をした者が、森林がある市町村長に報告書を提出します。

★ 報告書には何を記載するの？

伐採・造林面積、伐採・造林方法などの、造林後の森林の状況を記載します。

★ 報告書はいつ提出すれば良いの？

人工造林または天然更新した場合は、それが終了した日から30日以内です。また、伐採後森林以外の用途に開発した場合（1ha未満）は、伐採が終了してから30日以内です。

★ 報告をしなかった場合はどうなるの？

市町村が必要に応じ、報告書を提出するよう指導します。指導してもなお、報告書を提出しない場合は、告発を行なう場合があります。

なお、告発を行った場合は、30万円または100万円以下の罰金に処せられることがあります。

※報告書の様式については、北海道のHPで確認できます。

【参考】森林経営計画に係る伐採等の届出書（森林法第15条）

■ 5年間の森林経営計画を立て、認定者（市町村等）の認定を受けた森林を伐採する場合は、伐採終了後30日以内に認定者へ届出書を提出します。詳しくは、伐採する森林がある地域の市町村へお問い合わせください。